

第 7 3 1 回

東京都青少年健全育成審議会

令和 3 年 12 月 13 日（月）

都庁第一本庁舎北側 42 階

特別会議室 A

【出席委員】

清宮	眞知子	委員
天日	隆彦	委員
山	了吉	委員
石川	知春	委員
伊藤	廣幸	委員
加藤	美恵子	委員
宮原	恵子	委員
田の上	いくこ	委員
土屋	みわ	委員
藤井	あきら	委員
松田	りゅうすけ	委員
柳川	雅彦	委員
亀田	雅子	委員
横山	和子	委員
新内	康丈	委員
高島	由紀子	委員

【事務局】

若年支援担当部長	米今	俊信
若年支援課長	相原	俊則

午後 3 時 30 分開会

○若年支援課長 本日の傍聴人等をご案内いたします。本日でございますが、報道はゼロ、傍聴人は 10 名となっております。それでは傍聴人をご案内いたします。

< 傍聴人入室 >

○若年支援課長 それでは審議会を始めさせていただきます。現在ご出席いただいております委員の方は 16 名で、条例第 24 条第 1 項に定めます、審議会の開催に必要な定足数に達しておりますことをご報告申し上げます。それでは会長、議事進行をお願いいたします。

○会長 ではただ今から『第 731 回東京都青少年健全育成審議会』を開催いたします。お手元の議事次第に従いまして議事進行を行ってまいります。

それでは議事の 2 『条例に基づく事務の施行経過説明』について、事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援課長 はい。条例に基づく事務の施行経過等について、ご説明いたします。

『次第』と書かれております資料の表紙をおめくりいただきまして、1 ページをご覧いただきたいと存じます。前回審議会以降の 11 月 8 日から 12 月 12 日までに実施いたしました本審議会事務局の動きをまとめたものでございます。

前回審議会のご意見をふまえて、不健全図書類の指定については 2 誌を指定図書類とすること、1 作品を優良映画として推奨することを決定いたしました。

11 月 11 日にプレス発表、店舗及び関係団体等への周知を行いまして、不健全図書類につきましては 11 月 12 日に告示を、また優良映画につきましては、11 月 16 日に公告をいたしました。

また、青少年やその保護者等を対象に『ファミリールール講座』を合計 41 回開催いたしました。

また、本審議会に先立ちまして、12 月 8 日に出版業界自主規制団体との打合せ会を実施し、本日諮問いたします図書類に関するご意見をいただいております。意見聴取の内容は『自主規制団体からの聴き取り結果』としてまとめ、調査・審議事項の資料に添付しております。

2 ページでございますが、過去 1 年間の不健全図書類の指定実績を載せておりま

す。また3ページでございますが、過去1年間の優良映画の推奨実績を載せてございます。

不健全図書につきましては、過去1年間に不健全指定を6回受けた場合に、事業者に対し勧告をする制度がございますが、累回指定による勧告の対象となりました事業者は今月もございません。

4ページをご覧ください。都が委嘱しております、東京都青少年健全育成協力員の11月の活動状況を載せてございます。11月までに委嘱しております協力員は781名です。11月の活動者数は69名、調査店舗数は472店舗でございました。

確認する図書類は、不健全図書として指定した『不健全指定図書類』、「成人向け」などの成人マーク付きの『表示図書類』、青い半透明のシールで止めることで、青少年が容易に閲覧できない措置がされた、小口シール止め誌の『類似図書類』の3種類でございます。

この3種類の図書類について、協力員の調査結果をそれぞれ表に示しております。まず、不健全指定図書類、表示図書類、及び類似図書類について、問題のある店舗はございませんでした。

また、青少年への販売等を制限する制限掲示がなかった店舗は3店舗ございました。

なお、不健全指定図書類に関する通報等に基づく立入調査はございませんでした。続きまして5ページをご覧ください。こちらは都の職員による独自の立入調査等の実施状況を記載したものでございます。1番目の表、書店等への立入調査では、表示図書類の取り扱い不適切な店舗が1店舗ございました。2番目の表、映像ソフト・ゲームソフト専門店等への立入調査では、指定ソフト、表示ソフト、類似ソフトにつきまして、取り扱い不適切な店舗はございませんでした。

3番目の表、カラオケボックス、まんが喫茶等への実態調査については、11月は実施してございません。4番目の表、古物商への立入調査では、問題のある店舗はございませんでした。

問題のありました店舗につきましては、その場で是正措置を含め、条例を順守するよう指導しております。

続きまして6ページをご覧ください。こちらは雑誌・ビデオ類等に関する自動販売機の届出等の施行状況を掲載してございます。先月と変動はございません。また、自動販売機の立入調査につきましては6台調査を行いまして、問題のある自動販売機はございませんでした。

事務の施行経過については、以上でございます。

○会長 はい。ありがとうございました。

ただ今の説明について、ご質問等ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

それではご質問がございませんので、調査・審議事項に移りたいと思います。

本日は、不健全図書類の指定についての諮問でございます。よろしく願いいたします。

調査・審議事項は非公開となりますので、委員、事務局職員以外の方はこの段階でご退出をお願いいたします。

<傍聴人退室>

○会長 では再開いたします。本日の諮問事項につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援課長 はい。それでは本日の諮問事項についてご説明をいたします。お手元の資料のうち、『調査・審議事項』と記載されております資料にそってご説明いたします。

本日は1誌の不健全図書類の指定についての諮問でございます。

『調査・審議事項』と記載されております資料をおめくりいただきまして、1ページをご覧ください。諮問第1161号でございます。

2ページをご覧ください。諮問図書類及び指定基準該当箇所一覧でございます。こちらに記載されました図書類は、令和3年10月27日から令和3年11月29日までの間に、都内のコンビニ・書店等で、青少年が容易に手に取り閲覧できる場所に陳列されているものから購入いたしました計104誌のうちから、資料8ページ、9ページに記載してございます、条例施行規則第15条の指定基準に基づきまして、指定図書類の候補として選定したものでございます。

図書名が「DAISY COMICS『淫魔 Ga 豆腐めんたる』」、令和3年11月30日に株式会社英和出版社より発行されております。過去1年間の指定はございません。

該当箇所につきましては、全編大部分でございます。

該当指定基準は、条例施行規則第15条第1項第1号イ・ロ、著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるもの、でございます。

購入場所は書店でございます。

本審議会の諮問に先立ちまして、12月8日に自主規制団体から意見を聴取してありまして、その内容を3ページに取りまとめております。3ページをご覧ください。当日は16名の方が出席をされました。自主規制団体のご意見としましては、「指定やむなし」の意見が10名でございます。その主な内容でございますが、「人格否定や暴力的な場面はなく、擬音や体液の描写も多くはないが卑わい感は否定できない。性器の修整については、一定の配慮は感じられるが、形状が分かるものも見受けられる。全体を通して、性交シーンもそこまで多くはないが、総合的に判断して指定該当」などでございます。

「指定非該当」の方は5名で、その主な内容は、「全体的に内容はコミカルでそんなに卑わいな感じはしない。性器については、はっきり描かれてる訳でもなく、この程度であればそれほど問題はない。指定非該当。」などでございます。

なお保留の方が1名おられました。

説明は以上でございます。

○会長 はい。ありがとうございました。ただ今の事務局からの説明についてご質問ございますか。よろしいでしょうか。では調査に入ってください。よろしく願いいたします。

< 図書審査 >

それでは図書をご覧いただいたようですので、各委員の方からご意見をお伺いしてまいります。それでは高島委員お願いいたします。

○高島委員 はい。指定該当でお願いしたいと思います。コミカルではありますが、擬音や体液描写の量、それから性器の修整の甘さから判断いたしました。以上です。

○会長 はい。ありがとうございました。次にI委員お願いします。

○I委員 はい。指定該当でお願いいたします。人格否定や暴力的な行為は、感じられる箇所はないものの、性器の消しが甘いこと、そして薬物を使用している場面もあり、内容と描写は区分陳列の範囲だと思います。以上です。

○会長 ありがとうございます。次にH委員お願いいたします。

○H委員 はい。私は成人向けと販売するという事で指定該当であると考えます。内容と作品自体はまあコミカルであって、青少年の成長に悪影響を与える内容ではないというふうにも受け取れますが、性交のシーンが多いということと、性器の強調している部分がかかなり多いなど感じているところ、また自主規制団体からの聴き取り結果も、16名のうち10名が指定該当やむなしというところでありますので、指定該当でお願いいたします。

○会長 はい。ありがとうございます。次にC委員お願いいたします。

○C委員 指定該当でお願いいたします。明るい本当にコミカルなタッチで描かれていますし、人間ではないものが主人公ではありますがけれども、全般的に性行為、性描写が多く、指定該当でお願いいたします。

○会長 はい。ありがとうございます。次に亀田委員お願いいたします。

○亀田委員 指定該当でお願いいたします。東京都の規則で定める基準15条のイでもロでもどちらでも当てはまると考えます。人格否定がないとか、コミカルだからということは、指定非該当の理由にはならないと考えます。

○会長 はい。ありがとうございます。次にA委員お願いいたします。

○A委員 はい。暴力的でもなく、性的行為が多いといえど多いというところではありますが、露骨ということではなく、それほど卑わい感は感じません。この第15条に照らし合わせましても先ほど該当するとおっしゃる委員もいましたが、私としてはそれが卑わいな感じを与えないというところも含めて、完全に当てはまるとはちょっと言い難いかなというふうに思っております。私は保留ということでお願いいたします。

○会長 はい。ありがとうございます。次にD委員お願いいたします。

○D委員 はい。毎月不健全とか有害図書対象の書籍を調査する検討会を行っておるんですけども、そこにもこの図書は上がってきてないんですね。上がってきてない理由のひとつが、タイトルの『淫魔Ga豆腐めんたる』って何かよく分からないものだからなんです。淫魔とかっていう表現が出て、最凶魔王、最弱淫魔と帯に書いてあったりして、どういう内容だ

ろうというふうな気はするんですけども、ご覧になって分かりますが、コミカルっていうかコメディタッチでなんとなくファンタジーな作品で、しかもその卑わい感、人格否定もほとんどどのシーンを見ても感じられなくて、セックスシーンも絵の装飾が多様かつ派手で何かどこがセックスしてるのかと思うようなシーンが多いんですね。青い付箋がたくさん付いておりますけれども、この青い付箋のところで15条の第1項のイ、ロに当てはまる性的な興奮を感じるのかなど。2～3カ所はちょっとあるような気もするんですけども、ただそれも非常にコミカルに描かれてて、しかも装飾があってどういうシーンなのかよく分からないんですね。正直なところ、自主規制団体の10名が指定該当、5名が指定非該当にしているんですけども、私はこれは当てはまらないというふうに考えております。この程度の戯作的な作品といえますか、ファンタジーコミカルな作品を、表現の自由の立場から考えても何か制限を加えるということに対してちょっと違和感を感じるんで、私はこれは当てはまらないというふうに判断いたします。

○会長 はい。ありがとうございます。非該当でよろしいですか。

○D委員 はい。非該当でお願いします。

○会長 はい。では次に横山委員お願いいたします。

○横山委員 はい。私は結論申し上げますと、指定該当と考えます。理由は性器は消しておりますけれども結合部分を強調しているという部分が散見されます。また体液描写もありますし、首輪それから鎖というような表現もありますし、薬物を連想させる描写もあると思いますので、指定該当と考えます。以上です。

○会長 はい。ありがとうございました。次に新内委員お願いいたします。

○新内委員 指定該当でお願いしたいと思います。性的行為の露骨な描写というのが非常に多いと感じました。以上です。

○会長 ありがとうございます。次にI委員お願いいたします。

○I委員 はい。指定該当でお願いします。コミカルなタッチで、また明るいストーリーでもあります、性交描写は頻繁に出てきますし、擬音や体液描写も決して少なくはありませんので、指定やむなしでお願いいたします。

○会長 はい。ありがとうございました。次にJ委員お願いいたします。

○J委員 はい。指定非該当でお願いいたします。自主規制団体も1名が保留、5名が指定非

該当という意見もありますので、自主規制団体の声も過半数にはいっていませんが、尊重して指定非該当でお願いできればと思います。

○会長 はい。ありがとうございました。次にF委員お願いいたします。

○F委員 絵を見たところでは性器を白く抜いている場面が多く、体液描写も激しい箇所があって、器具などを使用して人格否定の場面があり危険です。指定該当でお願いしたいと思います。

○会長 はい。ありがとうございました。次にE委員お願いいたします。

○E委員 はい。確かにコミカルではありますけれども、わざわざ白抜きの男性器を、消してるっていうよりも白抜きで男性器を描いており、性交シーンをかなり具体的に表しているように見えます。また全編的に性交シーンも大変多いと思いますので指定該当でお願いいたします。

○会長 はい。ありがとうございました。次にG委員お願いいたします。

○G委員 私は指定該当と思います。以上でございます。

○会長 では会長代理お願いいたします。

○会長代理 指定該当でお願いします。数は少ないのですが、性的行為を露骨に描写し卑わいな感じを与えると云わざるを得ない箇所が若干ありますので、指定該当でお願いします。

○会長 はい。ありがとうございました。最後に私ですが、私も青少年が見るにはふさわしくない、指定該当でお願いしたいと思います。全体的には確かに絵柄を散らしたりしているので、非常に絵が見えにくいという点はあるのですが、性的行為の繰り返しの描写がかなりの量ございますし、また露骨なシーンがいくつか、本当にこれ修整したと言えるのかなというようなシーンもいくつか散見されます。それからまた薬物を想定させるような表現もあったりしていますので、青少年が見るのにはふさわしくない本だと思います。したがって区分陳列でお願いしたいと思います。

それで、最後に私が意見を言ったところですが、今回は保留の方が1名、非該当の方が2名ご意見いただいたと思います。ご意見が出た中で追加で意見を言っておきたいという方がいらっしゃいましたらお願いいたします。はい。どうぞ。

○J委員 1点事務局への要望なんですけども、他の委員の方からも青い付箋という話があったと思うんですけども、毎回審査基準に青い付箋付けていただいているんですけども、付箋の

多さであったりとかそういう部分で、なかなか公正な判断もできないのかなという部分があるので、青い付箋についてはなくてもいいのかなというのが私の意見として、一点要望としてあげさせていただければと思います。以上です。

○会長 はい。ありがとうございます。事務局ここで何かございますか。

○若年支援課長 付箋につきましては、性的な描写がある箇所に、付箋を立たせていただいているというところですか。描写の重い軽いみたいなところは考慮せず付けさせていただいております。こちらについては自主規制団体から付箋を付けて分かりやすくしてほしいという意見をいただいて、今こういうかたちでやらせていただいているところではございます。

○会長 ほかの委員の方でご意見ございましたら、お願いいたします。D委員。

○D委員 自主規制団体が判断しやすいようにというふうに今おっしゃったんですけども、全編大部分というふうに該当箇所指定されてますよね。つまりこの作品の全編大部分が、いわゆる表現上で青少年には不健全だということをいってるんですね。逆にいうと全編大部分というからこんなにたくさん貼ってあるのかなという感じはするんですけどそれはいかがでしょう。

○若年支援課長 全編大部分というのは、付箋の数ではなく全編を通じて性的描写が描かれているということで、全編大部分という表現を従前からさせていただいているというところがございます。

○D委員 意味よく分からないですね。ほとんどが性的シーンにあふれているという意味ですか。

○若年支援課長 作品全体を通じて性的描写があるというところなんですけども。

○D委員 J委員がおっしゃったような意味で言いますと、全部に付箋を貼るんだったら、じゃあ、貼ってなくてもいいじゃないかというようなことも考えられなくもないですよ。この箇所だということを限定してあれば、そこを見るというかたちになり、その前後を見るということも考えられるんですけど、こういうふうに全部貼ってあるから、全編大部分っていう意味なんだなというような捉え方をしますよ。

○会長 ほかの方いかがですか。ではA委員。

○A委員 私もこの付箋は必要ないのではないかというふうに思っています。個人が判断をし、この本自体どう感じるか。卑わい感をこの付箋の数でっていうことではなく、読んだ印

象で判断するっていうことも必要なのではないかというふうに思います。

○会長 私もこの何年間審議会の委員をさせていただいていますので、このかたちというのは、ある意味で見慣れてるといいますか、分かりやすいということで使ってきていますが、他の委員の方でこの際ご意見を言っておきたいという方がいらっしゃいましたらお願いいたします。あとは事務局でご検討いただくということにしたいと思います。ご意見のある方お願いいたします。

○I委員 私もここに出させていただいて2年ちょっとになるのですが、この付箋の多さに左右されるということは今まで一度もなかったもので、多いからちょっとおかしいとか、あるいはなくてもよいのではないかという、その辺はあまり拘らなくてもよいかと。あくまでも個人の判断ですから。付箋を貼らないということや、付箋が多いということの問題にするのは少し違うと思います。以上です。

○会長 はい。ありがとうございます。ではH委員。

○H委員 ありがとうございます。私も参加させていただいてからほぼ全編大部分なので、確かに全編大部分であればいらぬのかもしれないなと思いつつも、一方でこれがもしどこかに偏ってるであったりとか、一部であるということであると、またそれはどこかというのは逆に分からないかなという気もしなくもないので、付箋の必要性の議論はもう少し、なんですかね、必要な場合もあるんじゃないかなというのはちょっと思うところがあります。私もI委員が先ほど言われたように、別に付箋の量に左右されるというよりは、付箋のある先を見て判断しているところはあります。付箋の先だけじゃなくて、全体を見て自分の目で判断しているかなとは思っています。以上です。

○会長 ありがとうございます。ではほかにいかがでしょうか。

○会長代理 事務局の提案の説明、事務局側の根拠という意味では付箋が付いていることは理解できるのですが、しかし絶対になければいけないというものでもないと思います。ですから、私がここに出席するようになったときはすでにもうそういうことになっていましたけども、どういう経緯で付けるようになったのか、先ほど自主規制団体からの要望というお話がありましたけども、ちょっとD委員のご意見は違うみたいですし、その辺は確認したうえで報告してもらえればと思います。

○亀田委員 いいですか。

○会長 ではどうぞ。

○亀田委員 先ほど付箋に影響されないというご意見がございましたけども、自分自身も付箋が付いてるということで判断に影響を受けることはないと思っています。ただ、H委員がおっしゃっておられたように、全編大部分だとするとパッと見てすぐ見つかると思いますが、そうではないものときには貼っておいていただくとありがたいというのがあります。ただ視点を変えて、これ一つ一つ全部に貼っておられる職員の方の事務負担を考えると、これは相当大変だと思います。これだけの人数の冊数分貼るのはちょっと大変な作業かなという感じもいたします。そういう観点から、見逃してしまうことがないような場合、そういうようなものについてはやめることとし、そうではないものについてだけ、付箋を付けていただくとか、職員の事務の合理化という視点も少し入れて検討していただいてもよいのではないかという感じもいたします。

○会長 それでは、私の進め方が申し訳なかったのですが、本来は諮問のこの冊子について、保留、非該当、該当の方いらっしゃる中で追加のご意見ありますかというのがそもそもの議事の趣旨だったのが、違う議論の方を先に深めてしまいました。この付箋の議論についてほかにご意見が特にないようでしたら、事務局で今日の意見を元にしながらご検討をいただき、報告してもらおうということにしたいと思います。よろしいですか。

○若年支援課長 これまでの経緯も含めて、事務局で確認しまして、次回審議会でご報告させていただきます。

○会長 はい。それでは元の議事に戻りまして、今回は指定非該当の方が2名、保留の方が1名いらっしゃるので、その意見をふまえたうえで追加で言っておきたい意見がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

では非該当や保留の方がいらっしゃいますが、多数決でございますので、当審議会としては今回の1誌について指定で答申をまとめたいと思います。よろしいでしょうか。

<「はい」の声あり>

○会長 はい。どうもありがとうございました。それでは事務局からほかに連絡事項ございますか。

○若年支援課長 はい。事務局からでございます。都民の申出につきましては11月はございませんでした。

なお、次回審議会に諮問予定の映画はございません。

事務局からは以上でございます。

○会長 はい。それでは本日の調査・審議事項はこれで終わりになりますが、何か全体について追加のご意見がございましたら、この場でお願いいたします。よろしいでしょうか。

では傍聴人の方が再入室されますので、図書名が分かる資料はしまってくださいようお願いいたします。

<傍聴人入室>

○会長 それでは議事を再開いたします。事務局からご説明をお願いします。

○若年支援課長 はい。まず本日の審議でございますが、不健全図書1誌について諮問を行い、1誌を東京都青少年の健全な育成に関する条例第8条第1項に該当する、不健全な図書類として指定することが適当であるという答申となりました。

また本日、審議会に報告した都民の申出はございません。

不健全図書の告示予定日は令和3年12月17日金曜日、プレス発表は告示日前日の令和3年12月16日木曜日となります。告示日若しくは告示日の前日まで不健全図書類の名称の公開をお控えいただくよう、お願い申し上げます。

最後に次回の審議会についてご案内でございます。

次回は令和4年1月11日火曜日の15時30分から、場所は今回と同じこの会場を予定しております。

以上でございます。

○会長 それでは本日の審議会はこれで終了といたします。この1年間委員の皆さま、ご協力いただき本当にありがとうございました。では以上でございます。

午後4時23分閉会